# 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成30年度~平成32年度)の策定について

#### 1 計画の位置づけ・計画期間

- (1) 高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第11 7条第6項の規定により一体のものとして策定する。
- (2) 次期計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間
- (3) 『堺21世紀·未来デザイン』及び『堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス』を上位計画とし、『堺あったかぬくもりプラン3』や『健康さかい21 (第2次)』など、関連分野の計画と調和を図るとともに、大阪府が策定する介護保険事業支援計画及び医療計画とも整合性のとれた計画とする。

#### 2 国の動向等

国においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、 生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進と、介護保険制度の持続可能性 を確保するため、下記のとおり介護保険制度の見直しを行うこととしている。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
  - ア 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
  - イ 医療・介護の連携の推進等
  - ウ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
- (2) 介護保険制度の持続可能性の確保
  - ア 現役並み所得者の利用負担割合の見直し
  - イ 介護納付金への総報酬割の導入

#### 3 高齢者施策を取り巻く状況と課題

(1) 堺市の高齢者人口等の状況(H29年3月末現在)

人口	842, 545 人	_
65 歳以上人口	229, 321 人	高齢化率 27.2%
うち 75 歳以上人口	107, 500 人	後期高齢化率 12.8%
要介護等認定者数 (1 号のみ)	50,654 人	認定率 22.1%
うち認知症高齢者数 ※	22, 253 人	要介護等認定者の 43.9%

※認定調査票において日常生活自立度Ⅱ以上と判定された方

- ⇒団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年を展望した施策検討が必要
- (2) 高齢者等実態調査 (H28 年実施) による現状把握及び課題

│現状①│ 一般高齢者・要支援者の約7割の人が、現在の住まいで住み続けたいと答えている。

⇒介護が必要となったとしても、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために、その人の状態像に 応じた適切なサービスの利用につなげることが重要 現状② 高齢者の約6割の人が、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは、「気軽に相 談できるかかりつけ医を持つこと」と答えている。

また、約5割の人が、「入院しても、退院後すぐに介護サービスが受けられること」と答 えている。

### ⇒医療と介護の連携が重要

現状③ 一般高齢者・要支援者の約5割の人が、認知症になった場合、「精神的に疲れる」、「火の 不始末や徘徊などの行動が心配」などの不安を感じているほか、「どのような介護サービス が受けられるかわからない」、「治療や介護にお金がかかる」などの不安も感じている。

- ⇒認知症ケアパス (適切な医療や介護保険サービスなどの提供の流れを示したもの)の普及が必要
- ⇒認知症に対する正しい理解を促進するための啓発や相談窓口の周知が必要

# 4 基本理念と計画目標

今期計画の基本理念である「安心で すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を継承する。 そして、地域包括ケアシステムの構築をめざし、「生活の安心を支える」、「すこやかに暮らす」、 「いきいき暮らす」の3つを計画の目標として取り組む。



#### 5 重点的な取組

国の動向や、高齢者等実態調査の結果を踏まえ、できるだけ在宅での生活を維持できるよう、「さかい地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成37年度までの取組等を示したロードマップ」に基づいた取組を重点的に推進していく。中でも、在宅ケアの充実、介護サービス等の基盤整備、認知症支援の充実等に取り組む。

# 6 計画策定の体制

堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議を行う。

また、堺市地域介護サービス運営協議会、地域包括ケア推進専門家会議及び堺市高齢社会対策推進庁内委員会においても、各委員の皆様からご意見をいただきながら、計画策定に向けて取り組んでいく。

# 7 計画策定スケジュール

平成29年	7月~	高齢者福祉専門分科会において審議	
	12月	地域介護サービス運営協議会、地域包括ケア推進専門家会議及び庁	
		内委員会などで意見聴取	
平成30年	1月	パブリックコメント実施	
	3月	改正介護保険条例議決	
		次期計画策定	